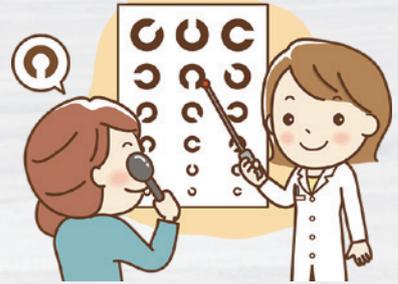


## 令和4年1月1日から 「眼の障がい」の認定基準が一部改正されました。

### ✿ 改正のポイント ✿

#### 1・視力障がいの認定基準が改正されました。

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」による認定基準に変更されました。



#### 2・視野障がいの認定基準が改正されました。

- ・これまでのゴールドマン型視野計に基づく認定基準に加えて、現在広く普及している自動視野計に基づく認定基準も創設されました。
- ・自動視野計の導入に伴い、ゴールドマン型視野計に基づく認定基準の整理を行うとともに、視野障がいをより総合的に評価できるよう、視野障がいについても、1級および3級の認定基準が規定されました。
- ・求心性視野狭窄や輪状暗点といった症状による限定から、測定数値により障がい等級を認定するよう変更されました。

- ・眼の障がいで2級または3級の障害年金を受給されている方は、今回の改正によって障がい等級が上がり、障害年金の金額が増額となる可能性があります。障がい等級が上がる可能性がある方は額改定請求の手続きを行ってください。
- ・今回の改正によって、障がい等級が下がることはありません。  
※眼の障がいで障害手当金を受け取られた方で、今回の改正によって3級の障がい等級に該当することになる方は、障害年金を受給できる場合があります。  
※現在、3級の障害厚生年金を受けている方のうち、1級または2級に該当したことがない方については、65歳を過ぎてからの額改定請求は行えません。

### 年金生活者支援給付金制度のお手続きについて

年金生活者支援給付金とは、公的年金等の収入金額や所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために年金に上乗せして支給されるものです。

- ・**老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受給している方で、令和3年度において所得額が前年より低下したことなどにより新たに年金生活者支援給付金の支給対象となる方**には、令和3年8月31日から順次、**年金生活者支援給付金請求書（はがき型）**をお送りしています。（すでに年金生活者支援給付金を受給している方は、新たな手続きは不要です。）
- ・年金生活者支援給付金を受け取るには、**年金生活者支援給付金請求書の提出**が必要です。
- ・原則、お手続きいただいた翌月分から支給の対象となります。



お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話 0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812